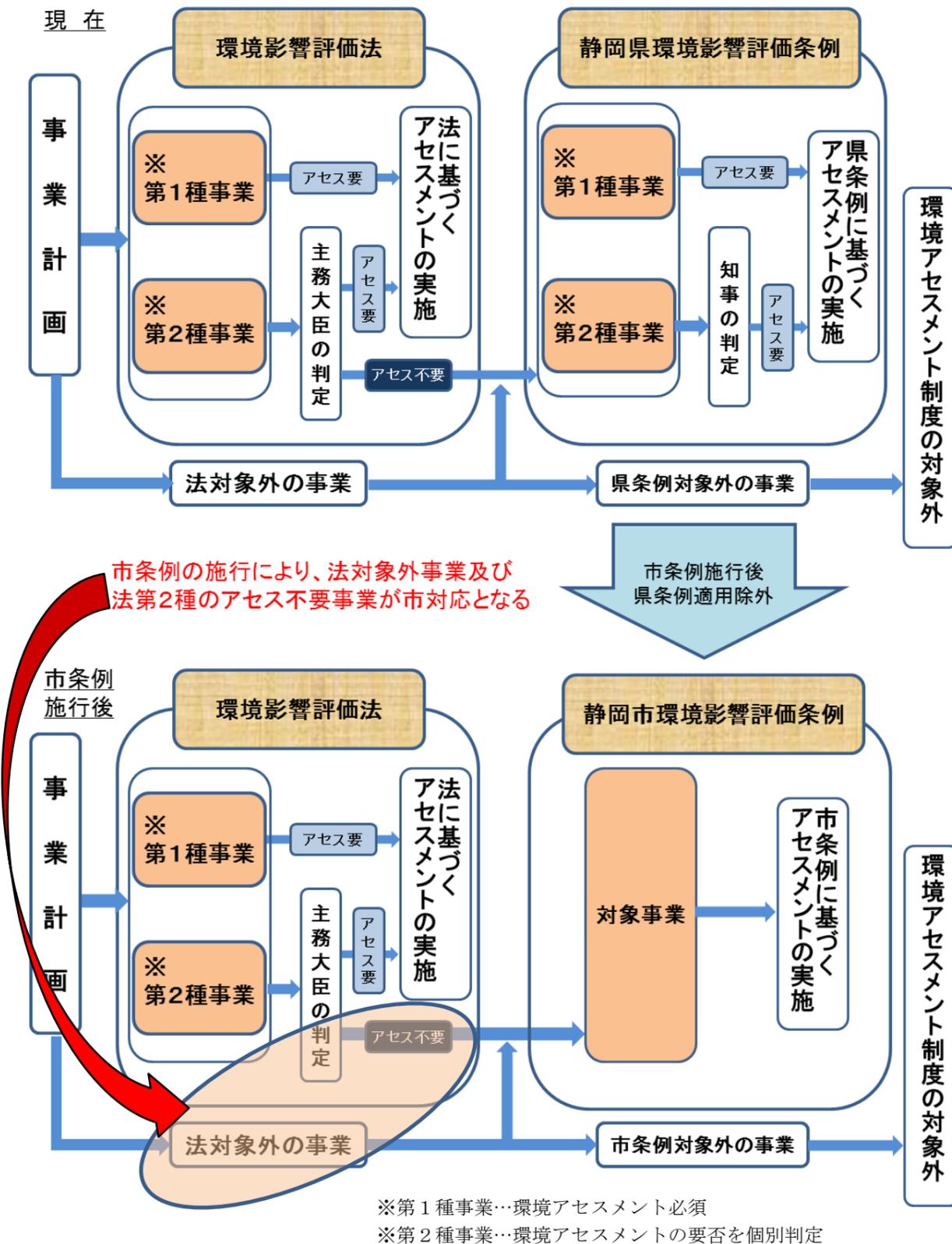


静岡市における環境影響評価制度について



【現在】

1 環境影響評価法

- (1) 対象：本市で実施される法第1種事業、アセスを要する法第2種事業
- (2) 対応：各手続において、静岡県知事を通じて市長意見を事業者へ提出
- (3) 具体例：中央新幹線（東京都・名古屋市間）、清水天然ガス発電所（仮称）建設計画

2 静岡県環境影響評価条例

- (1) 対象：本市で実施される県条例第1種事業、アセスを要する県条例第2種事業
本市で実施される法対象事業の事後調査手続
- (2) 対応：各手続において、静岡県知事を通じて市長意見を事業者へ提出
- (3) 具体例：中央新幹線（東京都・名古屋市間）における事後調査計画書手続
清水市新清掃工場建設事業（方法書手続まで ※事業中止）



【条例施行後（各種手続終了後）】

1 環境影響評価法

- (1) 対象：本市で実施される法第1種事業、アセスを要する法第2種事業
- (2) 対応：各手続において、市長意見を直接、事業者へ提出

2 静岡市環境影響評価条例

- (1) 対象：本市で実施される市条例に該当する事業
本市で実施される法対象事業の事後調査手続
- (2) 対応：事業者は、市条例の規定に基づくアセスを実施
- (3) 備考：事業地が市内にある場合、環境影響が他市町に及ぶ可能性があっても市条例対応（市条例第61条に他の地方公共団体の長との協議の項目あり）
※ 事業地が市を跨ぐ場合には県条例の対応

法手続の進行を妨げないため、事後調査に関する条例の手続を課すことができる

○ 清水天然ガス発電所（仮称）建設計画 環境影響評価における本市の対応

- ・ 準備書、評価書手続において、直接、事業者へ市長意見を提出
- ・ 市条例に基づき、事後調査手続を実施

※各種手続…環境省による政令改正、静岡県による法対象事業適用除外の条例改正、さらにこれらを踏まえた市条例の改正